

京都府「明日の京都」第三者委員会設置要綱

(設置)

第1条 「明日の京都」を着実に推進するため、京都府「明日の京都」第三者委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員の役割)

第2条 委員は、「明日の京都」の推進に係る取組について意見を述べるものとする。

(委員の要件等)

第3条 委員は、学識経験を有する者その他適当と思われる者とし、その人数は、27人以内とする。

2 委員の任期は、2年以内とする。

3 委員は、再任されることができる。

(座長)

第4条 座長は、委員の互選により選出する。

2 座長は、委員会の議事を運営する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、知事が招集する。

2 前項の招集は、「明日の京都」の基本方向毎に行うことができる。

(議事の公開)

第6条 委員会の議事については、公開を原則とする。ただし、知事が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月21日から施行する。